美瑛町未来につなぐ農業支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、近年の農業者の高齢化や担い手不足が進む中、意欲的に農業経営を行う町内農業者の農務負担の軽減のための支援について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第２条　町長は、予算の範囲内において、別記に定める事業を行う者に対し、補助金を交付する。

２　補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別記に定めるとおりとする。

（適用範囲）

第３条　補助金の交付については、美瑛町補助金等交付規則（平成９年美瑛町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（財産管理及び処分制限）

第４条　補助事業者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　補助事業者は、規則第５条の規定により町長の承認を受ける場合を除き、法定耐用年数内において当該財産を処分してはならない。

（補助対象者の要件等）

第５条　補助金の交付を受けることができる者は、別記に定める要件を満たす者とする。

（申請の手続き）

第６条　規則第３条の規定により補助金の交付申請をしようとする者は、事業計画書及び収支予算書等の必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１２条の規定による実績報告は、事業完了後速やかに、事業実績報告書及び収支決算書等を提出して行わなければならない。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別記

暑熱対策資材等導入支援事業

（補助対象者）

第１条　補助金の交付の対象となる者は、美瑛町内に住所又は主たる事業所を有し、出荷又は販売を目的とした農業を営む個人又は法人とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

（１）　町税に滞納がある者

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等の関わりを持つ者

（３）　本要領による補助金の交付を過去に受けたことがある者

（事業内容）

第２条　夏期の高温障害対策として、遮熱・遮光効果のある被覆資材等及びその付属品の導入を支援する。

（機器・設備の導入等の留意事項）

第３条　実施主体は、利用規模に即した過剰投資とならない設備を選定し、法定耐用年数以上利用するものとする。

２　導入効果が複数年にわたり見込まれるものとする。

（提出書類）

第４条　本事業の補助金を申請しようとする者は、規則第３条に定める書類のほか、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）　農業経営の状況を確認できる書類（前年度の決算書の写し等）

（２）　導入予定設備の選定根拠が分かる書類（見積書及びカタログ等）

（３）　事業実施に関する要望調査表

（４）　その他町長が必要と認める書類

（補助要件）

第５条　補助金を受けることができる者は、前年度の農業所得が美瑛町農業経営基盤強化促進基本構想に定める所得水準に満たない者とし、農業所得等を鑑みて予算を配分する。

２　前項の規定にかかわらず、配分する予算額に余裕がある場合には、所得水準を超えている者から農業所得等を鑑みて予算を配分する。

（補助率及び補助額）

第７条　補助率は補助対象経費の２分の１以内とし、上限額は５０万円とする。

２　千円未満の端数は切り捨てるものとする。